

議案第 23 号

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例

川崎市火災予防条例（昭和 48 年川崎市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 42 条第 1 項第 1 号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同項第 2 号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、「、若しくは」の次に「主要構造部が」を加える。

第 46 条第 1 項第 1 号及び第 46 条の 2 第 1 号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

建築基準法及び消防法施行令の一部改正に伴い、屋内消火栓設備及び自動火災報知設備に関する基準について規定の整備を行うため、この条例を制定するものである。